

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証（被保険者証）の一部負担金の割合を再判定します

現在使用いただいている保険証のうち、平成21年中の所得に基づき窓口負担の割合が変更になる方には、7月中に新しい保険証をお送りします。新しい保険証がお手元に届きましたら、古い保険証は使用できませんので破棄してください。負担割合の変更がない方の保険証は、平成23年7月31日まで有効です。

【医療機関での窓口負担（一部負担金）の割合について】

医療機関での窓口負担の割合は、「一般の方は1割」「現役並み所得者の方は3割」となります。新しい保険証は、平成21年中の所得に基づいて、平成22年8月から平成23年7月までの窓口負担の割合が記載されています。

※一部負担金の割合（1割・3割）は、有効期限内でも所得や世帯構成の変更により、再判定となります。再判定により、一部負担金の割合が変更になる場合には、新しい保険証をお渡しします。

【3割負担になる方（現役並み所得者）】

住民税課税所得が145万円以上ある被保険者とその方と同じ世帯の被保険者の方は、医療機関での窓口負担の割合が3割負担（現役並み所得者）となります。ただし、次に該当する方は申請することにより、1割負担になります。

| | | |
|--------------|----------|---|
| 同一世帯の被保険者の人数 | 1人のみの場合 | ・被保険者本人の収入の額が383万円未満のとき ・同一世帯にいる70～74歳の方と被保険者本人の収入の合計が520万円未満のとき |
| | 2人以上いる場合 | ・被保険者の収入の合計が520万円未満のとき |

※原則として、申請日の属する月の翌月から適用されます。

（例：平成22年8月10日に申請 ⇒ 平成22年9月1日から適用）

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）をお渡しします

減額認定証は、住民税非課税世帯の方が入院した際の医療費や食事代などの自己負担限度額を軽減するために必要なものです。

現在ご使用いただいています減額認定証は、平成22年7月31日をもって有効期限が満了となり、8月以降はご使用が出来なくなりますので、廃棄してください。

現在認定証を交付されている方で、引き続き非課税世帯に該当する方には新しい認定証をお送りしますが、新規に該当になる方は申請が必要です。対象者の方にはすでに通知していますが、まだ申請がお済みでない方は早急に申請してください。

| 住民税非課税世帯の区分Ⅰ・区分Ⅱの適用 | | 自己負担限度額 | |
|---------------------|--|--------------|-----------------|
| | | 外来 （個人単位） | 外来+入院 （世帯単位） |
| 区分Ⅱ | 世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。 | 8,000円 | 24,600円 |
| 区分Ⅰ | 世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方に適用されます ●世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方 ●老齢福祉年金を受給されている方 | | 15,000円 |

医療費通知は希望される方のみへの送付となります

これまで、対象となる全ての方に「医療費通知」を送付しておりましたが、平成22年度から発行を希望される方のみへの送付となりました。今後も医療費通知を希望される方は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ご連絡の際には、被保険者番号のわかるものをお手元にご用意ください。
- すでに「送付を希望する」旨のご連絡をいただいた方は、再度のご連絡の必要はありません。

お問い合わせ先 ●北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
●町民課町民生活グループ（医療保険担当） ☎25-2131（内線105）